

## 大台町空き店舗バンククリーニング費助成金交付要綱

令和6年2月2日告示第16号

(趣旨)

**第1条** この要綱は、大台町空き店舗バンク制度利用を促進し、町内の定住促進及び雇用の創出を図るため、大台町空き店舗バンククリーニング費助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

**第2条** 助成金を交付する対象者（以下「助成対象者」という。）は、大台町空き店舗バンク実施要綱（平成26年大台町告示第56号）に基づいて、売買又は賃貸借の契約（以下「契約」という。）に至った空き施設（以下「空き店舗」という。）の所有者又は利用者であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 利用者は、所有者の三親等内の親族でないこと。
- (2) 申請時において、助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）及び申請者と同一の世帯を構成する者が、町債権（町税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、水道使用料、生活排水使用料、町営住宅使用料、保育料並びに給食費及びその他町の歳入となるものをいう。以下同じ。）に未納がないこと。
- (3) 申請者及び申請者と同一の世帯を構成する者が町外在住者の場合、申請時に居住する住所地において、当該市区町村の町債権と同等の債権に未納がないこと。
- (4) 申請者及び申請者と同一の世帯を構成する者が転入者であって、申請時に町債権がない場合、転入前に居住していた住所地において、当該市区町村の町債権と同等の債権に未納がないこと。
- (5) 申請者が法人又はその他の団体であって、主たる事業所の所在地が町外である場合、申請時に所在する住所地において、当該市区町村の町債権と同等の債権に未納がないこと。
- (6) 所有者及び利用者とその世帯員が、大台町暴力団排除条例（平成23年大台町条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(助成対象経費等)

**第3条** 助成対象経費は、空き店舗の家財処分等に要する経費で、次に掲げるものとする。

- (1) 空き店舗の残置物処分等に要する費用
- (2) 空き店舗の内部クリーニング等に要する費用
- (3) 庭木のせん定や除草等敷地内の手入れに要する費用

(助成金の額等)

**第4条** 助成金は、1回の契約成立につき1回限りとし、助成金額は、空き店舗の引渡しのための家財処分やクリーニング等に要した経費の2分の1以内とし、10万円を限度とする。

2 助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(助成金の交付申請)

**第5条** 助成金は、引渡しのあった日から3か月以内に第2条で定める所有者又は利用者から、次に掲げる書類を添えて町長に請求があった場合に交付するものとする。

- (1) 大台町空き店舗バンククリーニング費助成金請求書（様式第1号）
- (2) 空き店舗を売買又は賃貸借したことを証する書類
- (3) 見積書
- (4) 現況写真

(5) 申請者が個人の場合、世帯全員の完納証明書又は非課税証明書（町外在住者及び転入者に限る。）

(6) 申請者が法人又はその他の団体の場合、完納証明書（主たる事業所の所在地が町外の場合に限る。）

(7) その他町長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

**第6条** 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、大台町空き店舗バンククリーニング費助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の審査の結果、適当でないと認められるときは、大台町空き店舗バンククリーニング費助成金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

**第7条** 前条第1項の規定による助成金の交付決定を受けた助成対象者は、交付決定の通知を受けた後に助成金の交付申請の内容を変更しようとするとき、又は助成事業を中止若しくは取下げしようとするときは、大台町空き店舗バンククリーニング費助成金（変更・中止・取下げ）承認申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該変更等を承認すべきと認めたときは、大台町空き店舗バンククリーニング費助成金（変更・中止・取下げ）決定通知書（様式第5号）により、助成対象者に通知するものとする。

(実績報告書)

**第8条** 助成対象者は、助成事業が完了したときは、速やかに大台町空き店舗バンククリーニング費助成金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 空き店舗の残置物処分やクリーニング等に係る領収書の写し（経費の内訳が分かるもの）

(2) 空き店舗の残置物処分やクリーニング等を実施したことが確認できる着手後の写真

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたもの

(助成金の交付)

**第9条** 町長は、前条に規定する実績報告を受けたときは、すみやかにその内容を審査し、交付すべき助成金の額を確定し、大台町空き店舗バンククリーニング費助成金確定通知書（様式第7号）により助成対象者に通知するものとする。

2 助成金確定通知書を受け取った助成対象者は、速やかに大台町空き店舗バンククリーニング費助成金交付請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

**第10条** 町長は、助成対象者の申請内容に不正等があったときは、助成金交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付した助成金の全額若しくは一部の返還を命じることができる。

(その他)

**第11条** この要綱に定めのない事項については、大台町補助金等交付規則（平成18年大台町規則第45号）の定めるところによる。

## 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号 (第5条関係)  
 様式第1号(第5条関係)

年 月 日

大台町長 様

住 所  
 氏 名  
 電話番号

大台町空き店舗バンククリーニング費助成金交付申請書

大台町空き店舗バンククリーニング費助成金の交付を受けたいので、大台町空き店舗バンククリーニング費助成金交付要綱第5条の規定により、必要な書類を添えて申請します。

記

1 空き店舗の所有者	
2 空き店舗の所在地	大台町
3 助成対象事業費	円
4 助成金交付申請額	円
5 添付書類	(1) 空き店舗を売買又は賃貸借したことを証する書類 (2) 見積書 (3) 現況写真 (4) 申請者が個人の場合、世帯全員の完納証明書又は非課税証明書(町外在住者及び転入者に限る。) (5) 申請者が法人又はその他の団体の場合、完納証明書(主たる事業所の所在地が町外の場合に限る。) (6) その他町長が必要と認める書類
6 納付状況の確認	大台町空き店舗バンククリーニング費助成金の交付申請をするにあたり、第2条の交付要件を満たすかの確認のため、申請者及び同一世帯に属する者の下記表に示す町債権の納付状況に関し、町において確認することに同意します。

以下、役場記入欄

※下記債権の内、該当するものの納期到来分について納付状況を確認(該当する方に☑)				
1	町税	未納なし <input type="checkbox"/> 未納あり <input type="checkbox"/>	6 町営住宅使用料	未納なし <input type="checkbox"/> 未納あり <input type="checkbox"/>

2	介護保険料	未納なし <input type="checkbox"/> 未納あり <input type="checkbox"/>	7	保育料	未納なし <input type="checkbox"/> 未納あり <input type="checkbox"/>
3	後期高齢者医療保険料	未納なし <input type="checkbox"/> 未納あり <input type="checkbox"/>	8	給食費	未納なし <input type="checkbox"/> 未納あり <input type="checkbox"/>
4	水道使用料	未納なし <input type="checkbox"/> 未納あり <input type="checkbox"/>	9	その他町の歳入となるもの ( )	未納なし <input type="checkbox"/> 未納あり <input type="checkbox"/>
5	生活排水使用料 (浄化槽・下水道)	未納なし <input type="checkbox"/> 未納あり <input type="checkbox"/>			

※該当しないものについては、未納なしとすること。

様式第2号(第6条関係)  
様式第2号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

様

大台町長

### 大台町空き店舗バンククリーニング費助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大台町空き店舗バンククリーニング費助成金について、下記のとおり交付を決定したので、大台町空き店舗バンククリーニング費助成金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

#### 記

- 1 空き店舗の所在地 大台町
- 2 助成交付決定額 金 円
- 3 交付条件
  - (1) 交付申請時の内容が変更となる場合は、すみやかに町長に報告してその指示を受けること。
  - (2) 助成事業を中止する場合は、すみやかに町長に報告してその指示を受けること。
  - (3) 助成事業完了後、すみやかに実績報告書及び必要書類を町長に提出すること。

様式第3号(第6条関係)

様式第3号(第6条関係)

第 年 月 日  
第 年 月 日

様

大台町長

大台町空き店舗バンククリーニング費助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大台町空き店舗バンククリーニング費助成金について、下記の理由により不交付とすることを決定したので、大台町空き店舗バンククリーニング費助成金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

(理由)

様式第4号(第7条関係)  
様式第4号(第7条関係)

年 月 日

大台町長 様

住 所  
氏 名  
電話番号

大台町空き店舗バンククリーニング費助成金(変更・中止・取下げ)承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた大台町空き店舗バンククリーニング費助成金について、下記により変更(中止・取下げ)したので、大台町空き店舗バンククリーニング費助成金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

1 変更(中止・取下げ)する内容

2 変更(中止・取下げ)する理由

様式第5号(第7条関係)

様式第5号(第7条関係)

第 年 月 日 号

様

大台町長

大台町空き店舗バンククリーニング費助成金(変更・中止・取下げ)決定通知書

年 月 日付けで変更(中止・取下げ)申請のあった大台町空き店舗バンククリーニング費助成金について、下記のとおり承認したので、大台町空き店舗バンククリーニング費助成金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

(承認した内容)

様式第6号(第8条関係)

様式第6号(第8条関係)

年 月 日

大台町長 様

住 所  
氏 名  
電話番号

### 大台町空き店舗バンククリーニング費助成金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた大台町空き店舗バンククリーニング費助成金について、大台町空き店舗バンククリーニング費助成金交付要綱第8条の規定により、必要な書類を添えて報告します。

#### 記

- 1 空き店舗の所在地 大台町
- 2 助成金交付決定額 金 円
- 3 総事業費 金 円
- 4 事業完了年月日 年 月 日

#### 必要添付書類

- (1) 空き店舗の残置物処分やクリーニング等に係る領収書の写し(経費の内訳が分かるもの)
- (2) 空き店舗の残置物処分やクリーニング等を実施したことが確認できる着手後の写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

様式第7号(第9条関係)  
様式第7号(第9条関係)

第 号  
年 月 日

様

大台町長

大台町空き店舗バンククリーニング費助成金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった大台町空き店舗バンククリーニング費助成金について、下記のとおり助成金の額を確定したので、大台町空き店舗バンククリーニング費助成金交付要綱第9条第1項の規定により通知します。

記

助成金交付確定額 金 円

交付条件

大台町空き店舗バンククリーニング費助成金交付要綱第10条の規定に該当し、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は助成金の返還を命じられたときは、すみやかに従うこと。

様式第8号 (第9条関係)

様式第8号(第9条関係)

年 月 日

大台町長 様

住 所  
氏 名  
電話番号

大台町空き店舗バンククリーニング費助成金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付額の確定があった大台町空き店舗バンククリーニング費助成金について、大台町空き店舗バンククリーニング費助成金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2振込先

金融機関名	銀行 農協 金庫	支店名	本店 支店 支所 出張所
口座種別	普通・当座		
口座番号			
(フリガナ)			
口座名義人			